

資料

2021年5月25日

金 融 庁

目次

- 1. 金融所得課税の一体化の方向性……………P. 2
- 2. 一体化に向けて今後取り組むべき課題……………P. 3
- 3-1. 税制改正(損益通算の範囲)について……………P. 4
- 3-2. 税制改正(租税回避防止策)について……………P. 5

1. 金融所得課税の一体化の方向性

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

【令和3年度税制改正大綱の概要（検討事項）】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、**時価評価課税**の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な**租税回避行為を防止**するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、**早期に検討**する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

2. 一体化に向けて今後取り組むべき課題

- デリバティブによってリスク量をうまくコントロールすることで、相場変動による影響を抑えた投資戦略も可能となる。しかしながら、我が国では、デリバティブがヘッジの手段として活用されることが少なく、**ヘッジや分散投資としての機能が認識されていない**のではないかと。
- デリバティブを含む金融所得課税の一体化に向けては、今後、以下の取組を進めることが必要と考えられるのではないかと。

➤ **デリバティブの正しい知識の周知**

デリバティブの仕組みや機能(ヘッジ・ポートフォリオ戦略)について、正しく知識の周知が必要か。

➤ **税制上の整備**

デリバティブ取引を金融商品に係る損益通算の範囲に含める。

3-1. 税制改正(損益通算の範囲)について

【個人が取引している主なデリバティブの商品内訳】

	区分	取引所	主な商品
市場	有価証券関連	JPX(OSE)	日経225(mini)先物・オプション、(ミニ)TOPIX先物
		TFX	くりっく株365
	外国為替	TFX	くりっく365(取引所FX)
	コモディティ	JPX(OSE、TOCOM) 堂島	金先物、原油先物、米先物
店頭	有価証券関連	—	日経225等(CFD取引)
	外国為替	—	店頭FX
	コモディティ	—	金先物、原油先物

※CFD: Contract For Difference 差金決済取引



- 投資家の利便性や、複数の資産を保有することでリスクを分散させる効果があることから、広くデリバティブ取引を対象とすることが望ましいのではないか。
- 他方、システム・運用構築については、損益通算の効果を見極めてから対応を決めたいとする業界があるほか、予期せぬ租税回避スキームが生まれるおそれもあるため、段階的に拡大していくことも一案か。
- 個人の投資家において株取引が広範に行われていることから、ヘッジニーズのある有価証券市場デリバティブ取引を優先することが考えられるか。
- リスクとリターンの異なる商品を組み合わせることで、投資家のポジションを改善できること(ポートフォリオ理論)から、検討を進めるという方向もあるか。

3-2. 税制改正(租税回避防止策)について

- 米国において、ストラドル・ルールの簡便法として時価評価課税が導入されていることを参考に、時価評価の導入を検討することが考えられるか。
- 時価評価の検討にあたっては、下記のような事項に留意して検討してはどうか。
 - 一律の時価評価とするか、事前に届け出た者のみ時価評価とするか。
 - 金融商品取引市場について、時価評価を採用することで取引が委縮するなどの影響が出ることはないか。
 - 恣意性を排除することと同時に、執行面においても機能するよう検討が必要ではないか。